

JSG ニュースレター

<Tax>

「中小企業発展条例の一部条文改正案」が 立法院を正式通過

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2024年7月12日付で、立法院は行政院の「[中小企業発展条例の一部条文改正案](#)」について正式に可決しました。この改正案は、中小企業*が直面する発展と変革の課題に対応するための措置であり、中小企業による一般従業員の雇用拡大や給与水準の引き上げを奨励し、中小企業による革新的な研究開発への継続的な投資や知的財産権の流通促進を目的としています。今般の改正ポイントは以下のとおりです。詳細な条文については後日発表される予定です。

*中小企業とは、中小企業発展条例第2条及び中小企業認定標準第2条に基づき、「法に依り会社登記又は商業登記を行っている、払込資本金額が新台幣ドル1億元以下、又は経常的に雇用する従業員が200人に満たない事業」を指します。

改正ポイント	新規追加/改正の内容
適用対象	・研究開発支出を営利事業所得税から控除する適用対象にリミテッド・パートナー事業を追加。
所得税優遇措置	・従業員を新規雇用した場合の租税優遇措置の適用要件について、「経済動向指数が一定の値まで達した状況下において

	<p>て]および「設立または増資による規模の拡大が一定の投資額に達した状況下において」の部分を削除。中小企業が特定の従業員（現行の 24 歳以下を維持するとともに 65 歳以上の台湾籍一般従業員を追加）を新規雇用した場合の給与支給金額について、割増控除率を 200%とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の給与引き上げについて、「経済動向指数が一定の値まで達した状況下において」の部分を削除。従業員の給与水準を引き上げた場合、増加した給与支給金額について、当該年度の営利事業所得額から控除できる控除率を 130%から 175%に引き上げる。
施行日と期限	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発投資に係る控除、知的財産権の現物出資に係る課税延期、一般従業員の新規雇用および一般従業員に対する給与の引き上げ等改正条文にかかる租税優遇措置は 2024 年 1 月 1 日から適用され、施行期間は 2033 年 12 月 31 日までである。

勤業衆信の見解

一般の中小企業発展条例は改正は、中小企業の人材ニーズの多様化と国内雇用構造の変化を踏まえたものです。従業員を新規雇用した場合の給与の支給金額を割増控除する適用対象について、現行の 24 歳以下を維持するほか、新たに 65 歳以上の台湾籍従業員についても租税優遇を享受できる旨の条文を追加し、従業員の給与増額に係る給与支給金額の割増控除率も 200%に引き上げられます。このほか、従業員の新規雇用および従業員の給与増額に係る給与支給金額の割増控除率は一律 175%に引き上げられます。

経済部は財政部とともに関連細則の制定・改正を迅速に進めるとしており、今後の制定・改正状況にご留意ください。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



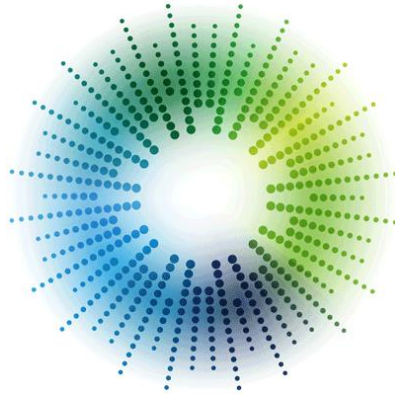
Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2024 勤業暁信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

<Tax>

立法院三讀通過

「中小企業發展條例部分條文」修正草案

立法院於113年7月12日三讀通過行政院送請審議的「[中小企業發展條例部分條文](#)」修正草案，以鼓勵中小企業增僱基層員工、為員工加薪，並促進中小企業持續投入創新研發及作價流通智慧財產權，以因應所面臨之升級轉型挑戰。謹彙整本次修正重點如下，後續取得條文將再發布：

修法方向	增訂/修訂內容
適用對象	<ul style="list-style-type: none">研究發展支出抵減營利事業所得稅之適用對象，增訂納入有限合夥事業。
所得稅優惠	<ul style="list-style-type: none">增僱員工租稅優惠，刪除以「於經濟景氣指數達一定情形下」的啟動門檻，同時刪除「創立或增資擴展達一定投資額」的適用門檻。修正中小企業增僱特定對象員工（維持增僱 24 歲以下及增加納入 65 歲以上本國籍基層員工）之薪資費用加成減除率為 200%。員工加薪租稅優惠，刪除「經濟景氣指數達一定情形」的啟動門檻。將加薪薪資費用得自當年度營利事業所得額中減除率由 130%提高至 175%。

施行日與期限

- 修法通過施行後，涉及研發投資抵減、智慧財產權作價入股緩課及增僱基層員工及為基層員工加薪等 3 項稅租優惠條文將自 **113 年 1 月 1 日** 起適用，施行至 **122 年 12 月 31 日** 止。

勤業眾信觀點

基於中小企業人才多元需求及國內就業人口結構變化，中小企業發展條例的修法方向，將增僱員工薪資費用加成減除的增僱對象，除維持現行 24 歲以下青年外，亦增加納入 65 歲以上本國籍員工亦能享有租稅優惠，提高薪資費用的加成減除率至 200%，另外也將增僱員工與員工加薪薪資費用加成減除率調高至一體適用的 175%。經濟部將偕同財政部儘速完成相關子法修訂，各界業者應留意有關修法內容與進度。



Get in touch

[日商組新聞稿之歷史消息請點這](#)

[日商組官方網站請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所網絡及其相關實體(統稱為"Deloitte 組織")。DTTL(也稱為"Deloitte 全球")每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不能就第三方承擔義務或進行約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他行為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、邦加羅爾、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、孟買、新德里、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。

對於本出版物中資料之正確性及完整性，不作任何(明示或暗示)陳述、保證或承諾。DTTL、會員所、關聯機構、雇員或代理人均不對任何直接或間接因任何人依賴本通訊而產生的任何損失或損害承擔責任或保證(明示或暗示)。DTTL 和每一個會員所及相關實體是法律上獨立的實體。

© 2024 勤業眾信版權所有 保留一切權利